

## マイナ保険証の健康保険証利用登録の解除について

令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、※マイナ保険証での医療機関等への受診が基本となります。

(※マイナンバーカードに健康保険証利用登録したマイナンバーカード)

このマイナンバーカードへの健康保険証利用登録は、各人の任意の手続きですが、利用登録の解除については、希望者が加入する健保組合に利用登録解除の申請をすることとされました。

○マイナ保険証の健康保険証利用登録の解除の流れは、次のとおりです。

- 1 登録解除希望者が、健保組合へ利用登録の解除申請書を提出します。

解除申請書…「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」

- 2 健保組合が、マイナ保険証連携システムへ解除登録を行います。

なお、マイナポータル上の「健康保険利用解除登録の申込状況」画面に反映されるまでに、1～2か月程度かかるとのこと。

- 3 登録解除希望者が、利用登録の解除をすることで有効な保険証が無くなる場合は、新設の「資格確認書」を交付します。(交付は、令和6年12月2日以降)

※現行の健康保険証は令和7年12月1日までは、経過措置期間として使用できるため、現行の健康保険証を保有している場合は、資格確認書は交付しません。

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」のダウンロードはこちら